

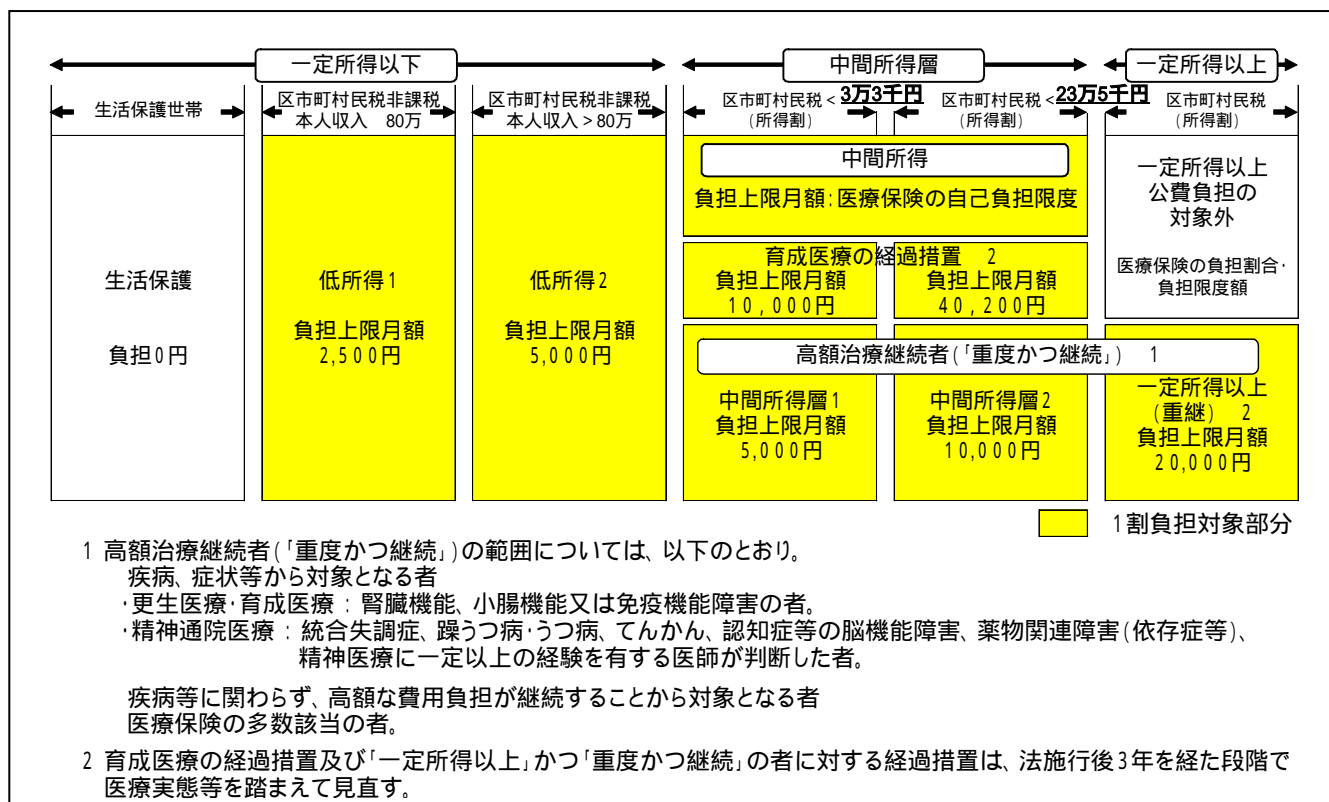
自立支援医療の所得基準が変わります

自立支援医療の自己負担については、負担軽減措置（自己負担上限月額の設定）に当たって、区市町村民税所得割の額を用いていますが、平成19年度より、国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲等が行われることに伴い、年間所得が変わらないにもかかわらず、区市町村民税所得割の額が変動（一定の所得までは個人住民税が増額）することから、負担軽減措置の対象者等が従前と同様の対象範囲となるよう、区市町村民税所得割の額の基準が設定し直されます。

税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた税負担が変わることは基本的にはありません。

なお、現在お持ちの受給者証の有効期限が残っている方及び既に旧基準で申請手続き済みの方は、特に改めて手続きを行う必要はありません。今後、継続申請（窓口は区市町村担当部署）を行う場合、更新の時から新たな基準で所得区分の認定が行われます。

- 改正の概要 （区市町村民税所得割）
 中間所得層1と中間所得層2を区分する基準 「2万円」 「3万3千円」
 中間所得層と一定所得以上を区分する基準 「20万円」 「23万5千円」
- 適用年月日
 平成19年7月1日から（平成19年度の区市町村民税課税証明書による）
- 改正後の所得区分と自己負担上限月額の関係
 下表のとおり



（育成医療） 少子社会対策部子ども医療課 電話 03(5320)4375
 （更生医療・精神通院医療）障害者施策推進部精神保健・医療課 電話 03(5320)4464